四四八番から一四五〇番、

四五四番、

一四五五番、

一四五七番及び一四五八番のう

岩国市小瀬字源内一四二七番一、一四二七番二、一四三〇番から一四四七番一、一

Ш

口県知事

村 岡

嗣

政

指定区域

ち別図に示す区域

埋立地の区分

口

山

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十

一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

山口県告示第十一号

七第

令和四年一月二十一日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定

○選管告示

○告示

目

次

県岩国環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

1月21日 (金曜日)

年

令和 4

山口県選挙管理委員会告示第十八号 不在者投票のできる病院の指定に関する告示

十三号)の一部を次のように改正する。

(平成十年山口県選挙管理委員会告示第

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本

泰

治

"

病院「医療法人茜会よしみず

後田町一丁目一番一号

に改める。

令和四年一月二十一日

医療法人茜会昭和病院

汐入町三五番一号

山口県選挙管理委員会告示第十九号

員会告示第六十号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる介護医療院の指定に関する告示 (平成三十一年山口県選挙管理委

令和四年一月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

「下関市汐入町三五番一号」を「下関市後田町一丁目一番一号」に改める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年省令第三十五号) 第十

二条の三十一第二号に規定する埋立地 〈別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山

令和四年一月二十一日発行令和四年一月二十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事